

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月29日
【事業年度】	第32期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	株式会社ジェイホールディングス
【英訳名】	J-Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞野 定也
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
【電話番号】	03(6455)4278
【事務連絡者氏名】	取締役 中山 宏一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
【電話番号】	03(6455)4278
【事務連絡者氏名】	取締役 中山 宏一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	1,501,463	1,222,163	116,196	111,820	175,433
経常損失 () (千円)	287,779	118,035	128,562	205,559	279,261
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	295,365	66,809	150,929	270,200	296,785
包括利益 (千円)	295,365	66,809	150,929	270,200	296,785
純資産額 (千円)	187,901	382,310	231,380	479,333	282,447
総資産額 (千円)	1,288,058	444,534	256,192	515,668	331,097
1株当たり純資産額 (円)	69.31	80.62	45.79	71.53	38.13
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	108.05	21.76	34.83	54.14	44.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	21.64	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.7	78.6	77.5	87.6	77.5
自己資本利益率 (%)	-	83.6	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	13.7	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	138,542	358,081	85,122	144,985	198,038
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,526	3,429	207	339,816	2,165
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	26,004	501,557	227	523,823	99,276
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	30,765	170,811	85,668	124,690	23,764
従業員数 (名)	29	7	9	9	10
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	[4]	[4]	[3]	[3]	[3]

- (注) 1 第28期、第30期、第31期及び第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
- 2 第28期、第30期、第31期及び第32期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しております。これによる経営指標等の変更はありません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
営業収益(売上高) (千円)	47,738	86,962	18,049	19,854	19,472
経常損失() (千円)	81,138	125,046	116,319	151,613	139,043
当期純損失() (千円)	109,773	210,260	203,782	136,290	188,039
資本金 (千円)	100,000	336,000	100,000	361,852	150,699
発行済株式総数 (株)	2,733,500	4,333,500	4,333,500	6,318,500	6,728,500
純資産額 (千円)	34,792	327,934	124,152	506,014	417,874
総資産額 (千円)	147,441	409,733	188,387	573,640	490,577
1株当たり純資産額 (円)	12.16	68.07	21.05	75.75	58.26
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失() (円)	40.16	68.49	47.03	27.31	28.39
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	22.5	72.0	48.4	83.4	79.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	5	3	4	4	3
[ほか、平均臨時雇用人員]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]
株主総利回り (%)	95.2	67.7	43.2	63.6	52.3
(比較指標:日経平均株価) (%)	(118.2)	(137.1)	(143.9)	(130.4)	(167.2)
最高株価 (円)	671	502	335	426	501
最低株価 (円)	375	196	179	186	156

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2. 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しております。これによる経営指標等の変更はありません。

2 【沿革】

1993年 1月	株式会社イザットを設立、「イザットハウス」をブランド名として、フランチャイズ（以下、F Cと略す）本部として経営コンサルティングを開始 資本金50,000千円、本店を東京都中央区日本橋久松町9番8号に置く
1995年 4月	第1号店モデルハウス オープン
1996年 7月	東京都中央区日本橋久松町より日本橋浜町に本店移転
1997年 1月	インターネット・ウェブサイト開設
1998年 4月	財団法人建築環境・省エネルギー機構（現 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）の「気密 評価Bランク」取得
1999年 4月	財団法人建築環境・省エネルギー機構（現 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）の「気密 評価Cランク」取得
1999年 7月	日本橋浜町より千代田区五番町に本店移転
2000年 2月	財団法人建築環境・省エネルギー機構（現 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）の「次世 代省エネ基準評価」取得
2000年 4月	株式会社ジェイホームに商号変更
2000年 5月	会社の事業部門を連結子会社である株式会社イザットハウス、株式会社ジェイビルダーズ、株式会 社メガショップに対してそれぞれ営業譲渡
2000年 7月	株式会社ジェイホーム・ドットコムに商号変更
2001年 3月	株式会社ジェイホームに商号変更
2001年 7月	直営第1号店を千葉県佐倉市に開設
2001年11月	日本証券業協会に店頭登録
2002年 8月	本社及び連結子会社3社並びに非連結子会社1社を東京都千代田区から東京都新宿区に移転
2003年 7月	「イザットハウス」によるF C事業に加え、「be Style」によるV C事業を開始
2004年 8月	外断熱工法のための住宅建材を独自に開発、製造、販売する専門子会社として、株式会社メガシス テムを設立
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所（現東京証券取引所J A S D A Q スタンダード）に株式を上場
2006年 4月	千葉県佐倉市の直営店を閉鎖
2008年 4月	連結子会社である株式会社イザットハウス、株式会社ジェイビルダーズ、株式会社メガショップ、 株式会社メガシステムを吸収合併
2009年 3月	株式会社ダイキョウとの業務提携合意
2009年 7月	東京都新宿区より東京都港区に本店移転 スポーツ事業（フットサル施設運営）を開始 第三者割当増資にて資本金2億26百万円
2010年 5月	スポーツ事業（フットサル施設運営）において、第4号店となる「マリノスフットボールパーク東 山田」営業開始
2011年 2月	株式会社ジェイコンストラクション（現・連結子会社）を設立
2011年 7月	当社の事業部門を吸収分割により、株式会社ジェイコンストラクション（現・連結子会社）に承継 し、また、新設分割により株式会社イザットハウス及び株式会社ジェイスポーツ（現・連結子会 社）を設立 当社は持株会社となり、商号を株式会社ジェイホールディングスに変更
2012年10月	東京都港区（芝公園）より東京都港区（西新橋）に本店移転
2012年12月	株式会社ジェイコンストラクションが、不良債権不動産の再生・有効活用・売買・賃貸に関する事 業を事業譲受により取得
2013年 1月	株式会社ジェイコンストラクションを株式会社シナジー・コンサルティングに商号変更
2013年 2月	株式会社ジェイホールディングスコーポレートロゴを一新 株式会社シナジー・コンサルティングにおいてW e b事業を開始
2013年 3月	第三者割当増資にて資本金2億7,169万円
2013年 6月	連結子会社である株式会社フクロウを設立し、同社が株式会社シナジー・コンサルティングよりW e b事業を譲り受け、同事業を開始
2013年 7月	2013年7月16日付で行われた大証現物市場の東証への統合に伴い、東京証券取引所J A S D A Q （スタンダード）に株式を上場

2014年4月	第三者割当増資にて資本金3億1,169万円
2015年9月	第三者割当による新株予約権発行並びに株式会社フクロウと株式会社エーネット及び株式会社クロスウォークとの業務提携基本契約を締結
2016年6月	住宅事業を展開する連結子会社である株式会社イザットハウスの全株式を譲渡したことに伴い、住宅事業から撤退
2017年4月	東京都港区(西新橋)より東京都港区(新橋)に本店移転
2018年5月	株式会社フクロウを株式会社アセット・ジーニアスに商号変更
2019年3月	連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズを設立
2019年5月	減資により資本金1億円
2019年7月	連結子会社である合同会社SCファンド1号を設立
2020年5月	不動産事業を展開する連結子会社である株式会社シナジー・コンサルティングの全株式を譲渡したことに伴い、同社及び同社の子会社である合同会社SCファンド1号を連結対象から除外
2020年10月	第三者割当による新株及び新株予約権の発行により資本金3億3,600万円
2021年2月	連結子会社である株式会社ジェイクレストを設立
2021年5月	減資により資本金1億円
2021年7月	東京都港区(新橋)より東京都港区(麻布十番)に本店移転
2022年3月	新株予約権の行使により資本金1億1,495万円
2022年6月	新株予約権の行使により資本金1億2,019万円
2022年9月	新株予約権の行使により資本金3億3,567万円
2022年9月	安定型最終処分場を運営するエイチピー株式会社の全株式を取得し、連結子会社化
2022年10月	新株予約権の行使により資本金3億6,185万円
2023年4月	新株予約権の行使により資本金4億1,255万円
2023年5月	減資により資本金1億5,069万円
2023年9月	連結子会社である合同会社クレストソーラーを設立

3【事業の内容】

当社グループは、当社を持株会社とし、「スポーツ事業」を展開する株式会社ジェイスports、「不動産事業」を展開する株式会社ジェイリードパートナーズ、「Web事業」を展開する株式会社アセット・ジーニアス、「太陽光事業」を展開する株式会社ジェイクレスト及び合同会社クレストソーラー、「環境ソリューション事業」を展開するエイチピー株式会社の連結子会社6社で構成されております。

なお、当連結会計年度より、当社の連結子会社である株式会社ジェイクレストの100%子会社として合同会社クレストソーラーを新たに設立しております。

<スポーツ事業>

株式会社ジェイスportsが、スポーツ事業を展開しております。スポーツ事業では、フットサル施設の運営を行っております。神奈川県に1ヶ所「フットボールパーク東山田」、兵庫県に1ヶ所「フットサルコートつかしん」の合計2店舗において、フットサルコートのレンタル、フットサルスクールの開催、フットサルイベントの企画運営を行っております。

<不動産事業>

株式会社ジェイリードパートナーズが、不動産事業を展開しております。不動産事業では、不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図る事業を展開しております。

<Web事業>

株式会社アセット・ジーニアスが、Web事業を展開しております。Web事業では、デジタル・マーケティング業務として動画広告営業を行う事業を展開しておりましたが、当社グループの経営資源の選択と集中の観点から、2023年6月30日開催の取締役会において第3四半期連結会計期間の期首（2023年7月1日）より、Web事業を休止することを決議いたしました。

<太陽光事業>

株式会社ジェイクレスト及び合同会社クレストソーラーが、太陽光事業を展開しております。太陽光事業では、太陽光発電施設の仕入、販売及び仲介事業を展開しております。

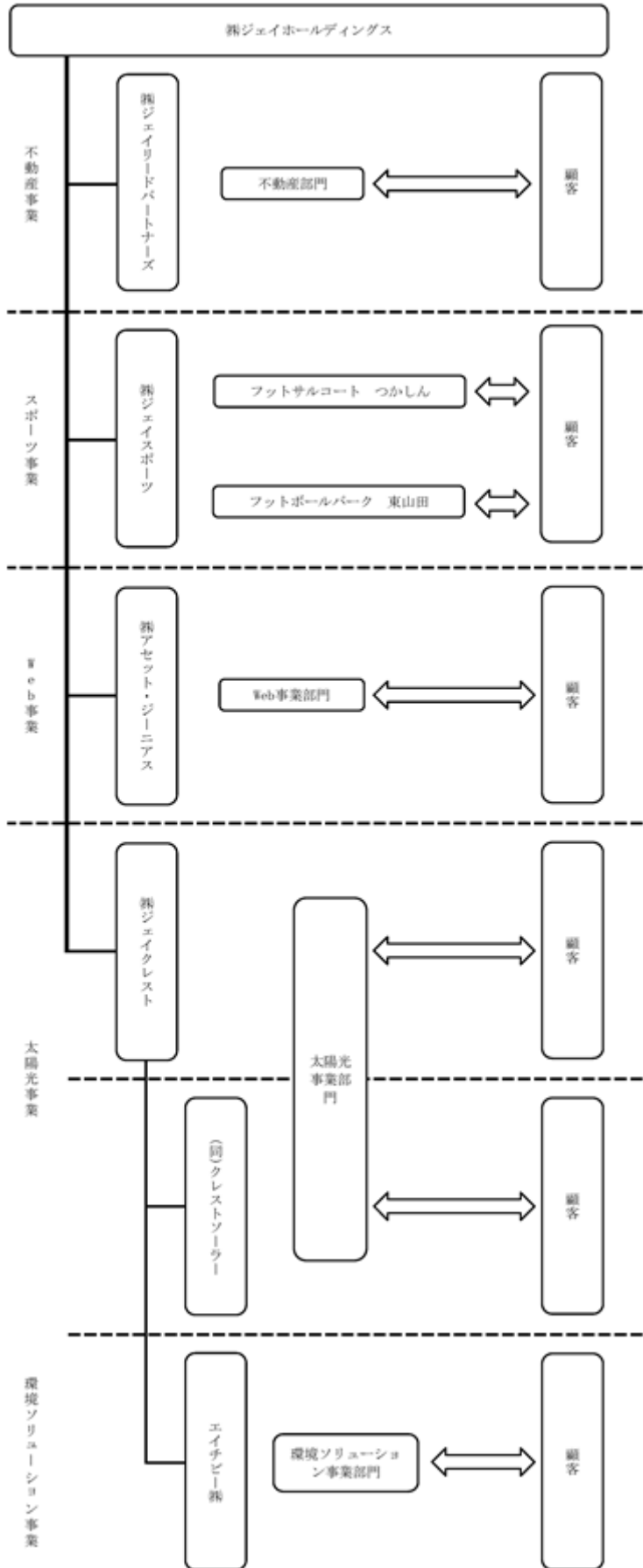
<環境ソリューション事業>

エイチピー株式会社が、環境ソリューション事業を展開しております。環境ソリューション事業では、産業廃棄物処理施設の管理、運営等を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)ジェイスports	東京都港区	10,000	スポーツ事業	100.0	当社が設備及び事務所の一部を賃貸 当社に経営管理を委任
(株)ジェイリードパートナーズ	東京都港区	20,000	不動産事業	100.0	当社が事務所の一部を賃貸 当社に経営管理を委任
(株)アセット・ジーニアス	東京都港区	10,000	Web事業	100.0	当社が事務所の一部を賃貸 当社に経営管理を委任
(株)ジェイクレスト	東京都港区	50,000	太陽光事業	100.0	当社が事務所の一部を賃貸 当社に経営管理を委任
(同)クレストソーラー	東京都港区	1,000	太陽光事業	100.0 (100.0)	当社が事務所の一部を賃貸 当社に経営管理を委任
エイチビー(株)	岡山県倉敷市	10,000	環境ソリューション 事業	100.0 (100.0)	当社に経営管理を委任

(注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()は間接所有割合で内数であります。

3. (株)ジェイスports、(株)ジェイリードパートナーズ、(株)ジェイクレストは特定子会社に該当します。

4. 上記子会社は有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

5. (株)ジェイスports、(株)ジェイリードパートナーズ、(株)アセット・ジーニアス、(株)ジェイクレスト、(同)クレストソーラー及びエイチビー(株)の各社については、各社の所属する各事業セグメントの売上高に占める各社の売上高の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
スポーツ事業	6	(3)
不動産事業	-	(0)
Web事業	-	(0)
太陽光事業	1	(0)
環境ソリューション事業	-	(0)
報告セグメント計	7	(3)
全社(共通)	3	(0)
合計	10	(3)

(注) 1. 臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に配属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3 (-)	45.7	4.8	3,880

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	3

(注) 1. 平均年間給与は基準外賃金を含んでおります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に配属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、自らの付加価値の向上と創造的変革に挑戦し、世の中の様々な課題に対し、サービス提供者として、最良のソリューションを提供することにより、社会に必要とされる企業となるとともに、ステークホルダーに満足を提供できる企業となることを目指してまいります。具体的には、「不動産事業」「スポーツ事業」「Web事業」「太陽光事業」「環境ソリューション事業」の5つの事業を展開し、新たな付加価値創造を図ることにより、企業価値の向上を目指しております。なお、今後は「環境ソリューション事業」を戦略的業務分野と位置付け、重点的に経営資源を配分することにより、売上高利益率及び中期成長率の向上を図ってまいります。本項において将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(2) 経営戦略等

(全般)

不動産事業においては、不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者や取得希望者に対して、直接金融の手法による資金調達について助言を行うことを試みてまいりましたが、今後は産業廃棄物中間処理施設の運営会社に対して、セール&リースバックを主軸とした資金調達に関する助言業務を提供することを予定しております。

スポーツ事業に関しては、当面、現行のフットサル施設運営事業での収益拡大を図るとともに健康増進事業として新たな収益源の確保を目指します。

Web事業では、従来の動画広告営業に加えて、今後当社グループが注力する環境ソリューション事業及び上記に記載した産業廃棄物処理業者に対する金融サービス事業と連携し、インターネット広告の分野で新たな事業及び収益源の確保を目指してまいりましたが、当社グループの経営資源の選択と集中の観点から、2023年6月30日開催の取締役会において第3四半期連結会計期間の期首(2023年7月1日)より、Web事業を休止することを決議いたしました。

太陽光事業については、今後、二酸化炭素排出権取引が拡大することを見据え、太陽光発電施設取引仲介に加えて、当社グループの利益成長に伴う手元資金を活用し、太陽光発電施設を取得し保有することを検討しております。

環境ソリューション事業については、M&Aによる成長戦略を基本方針とし、2022年9月に取得した安定型最終処分場に加えて、産業廃棄物中間処理施設運営会社、最終処分場運営会社を取得し業容の拡大を図ります。

(人的資源の充実)

人的資源の充実は、中長期的成長を達成するための最重要課題であるとの認識の下、各事業において人材の充実を図るため、専門性の高い人材を採用するほか、教育、トレーニングを行い、顧客満足度の高い人材を育成してまいります。

(商品ブランド、企業ブランドの確立)

当社グループが提供するサービスでは、顧客に安心感を与え信頼できる内容のサービスを提供することで、商品ブランド・企業ブランドの構築を進めてまいります。

(3) 経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の持ち直しの動きが期待されておりますが、先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。

このような環境の中、当社グループにおいては、今後も成長性が期待される「環境ソリューション事業」に経営資源を注力してまいります。

また、「スポーツ事業」に関しましては、ジュニア層を中心にスクール事業における新規顧客獲得に努め、安定的な収益の維持を図ってまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しておりました。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、「3 事業等のリスク(10) 重要事象等について」に記載のとおり、施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も

重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、以下を重要な指標として中期的な目標としております。

営業利益率・・・20% (当期実績 159.5%)
ROE・・・・・・・8% (当期実績 83.8%)

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する情報は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社グループは、経営理念である「Link to the future～未来へつなぐ 新たな創造を～」に基づき、以下のとおり「持続可能な循環型社会」の実現を目指しております。

SDGsとして掲げられた17の目標のうち、「11.住み続けられるまちづくりを」、「13.気候変動に具体的な対策を」、「15.陸の豊かさを守ろう」等の目標への取組を図るべく、環境ソリューション事業、太陽光事業等からなる「環境関連事業」を主とし、クリーンエネルギーの拡大及び環境に配慮した廃棄物処理を追求することを目指しております。

SDGsの目標のうち、「3.すべての人に健康と福祉を」、「4.質の高い教育をみんなに」への取組を図るべく、スポーツ施設(フットサル施設2か所)の運営を通じて、地域の皆様の健康増進とスポーツを通じた青少年の育成を追求することを目指しております。

(2) 取組

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制

当社グループは、サステナビリティに関連した重要な戦略や新たな施策について、管理本部が抽出したリスクとその対応策をコンプライアンス委員会及び取締役会に上程し、コンプライアンス委員会の審理及び意見聴取を経た上で取締役会にて決定する体制としております。

人的資本に関する戦略

当社グループは、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備を、当社の中長期的な企業価値向上のための重要な要素であると考えており、人材の多様性の確保の観点から、性別、国籍、新卒・中途採用の区別なく、能力・成果に応じた登用を行うこと、また資質の向上を図るべく役職員を対象とした研修及び面談を定期的実施することを基本方針としております。

リスク管理

当社グループでは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために、該当する重要な戦略や新たな施策については、そのリスクとその対応策を管理本部にて抽出の上、コンプライアンス委員会の審理、意見聴取を踏まえた上で取締役会にて決定する管理プロセスを採用しております。加えて、当該決定後の進捗については、定期的にコンプライアンス委員会及び取締役会の報告事項とする体制の整備を進めております。

指標及び目標

当社グループの役職員総数は、2023年12月期末において20名(従業員数10名)と未だ小規模な組織であることから、性別、国籍の区分による管理職の構成割合や員数、役職員を対象とした研修及び面談にかかる自主的かつ測定可能な目標値等は定めておりません。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 不動産事業について

当社グループの不動産事業においては、不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図る方針です。ただし、当該事業が安定して収益を生み出すまでには一定の時間を要することが予想されます。このため、将来の事業環境の変化等により、当該事業の売上が当社グループの目論見どおりに推移せず、当該事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかつた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) Web事業について

当社グループのWeb事業においては、インターネット広告市場の動向に左右される側面があります。インターネット広告市場は、テレビに次ぐ広告媒体として成長しており、今後もその市場規模は拡大すると期待されております。しかしながら、インターネット広告市場は、企業収益や景気の動向に影響を受けるほか、他の広告媒体との競争も激化する見込みであることから、これらの状況に変化が生じた場合には、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。なお、当社グループの経営資源の選択と集中の観点から、2023年6月30日開催の取締役会において第3四半期連結会計期間の期首（2023年7月1日）より、Web事業を休止することを決議いたしました。

(3) スポーツ事業について

当社グループのスポーツ事業においては、2ヶ所のフットサル施設を運営しております。フットサル施設の運営は、フットサル競技人口の増減、周辺施設の開設・閉鎖の状況に影響を受けます。フットサル競技人口は増加傾向にありますが、当社グループが運営する施設の近隣に新たにフットサル施設が開設される場合には、当社グループの業績等に悪影響を与える可能性があります。

(4) 太陽光事業について

当社グループの太陽光事業においては、太陽光発電施設売電事業に関し経済産業省が特別措置法に基づき定めるFIT制度(固定価格買取制度)にかかる許認可の全部又は一部が受けられない、あるいは取消等を受ける可能性があります。

(5) 環境ソリューション事業について

法的規制について

当社グループでは環境ソリューション事業として廃棄物(産業廃棄物)処理事業を行っており、当該事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」といいます。)」及びその関連法令等により規制されております。廃棄物処理業は許可制であり、当該業務を行う際には各都道府県知事または政令市長の許可を要する旨規定されています。当社グループは、廃掃法に基づき廃棄物の処理を行うために必要な許可を取得していますが、万一廃掃法に違反し、当該業務に関する営業の全部または一部の停止や許可の取消し等の行政処分を受けた場合には当社グループの事業や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

廃棄物処理業の更新及び取得について

廃掃法では、産業廃棄物処理業許可の有効期間は5年間とされており、当該有効期間を超えて事業を継続するには許可を更新する必要があります。また、当社グループが環境ソリューション事業を新たに展開するにあたり、事業範囲の変更許可あるいは事業許可の新規取得が必要となる場合には廃掃法に規定された基準に適合している必要があります。

現時点において当社グループは当該基準に適合しておりますが、今後の許可の更新あるいは新規許可取得時において当該グループが当該基準に不適合と見做された場合に更新や新規許可取得が認められないことがあり、当社グループの事業や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

環境汚染に関するリスク

当社グループが運営する最終処分場においては、廃掃法や行政による規定に則り廃棄物の受入搬入時の検査、施設の点検、定期的な水質検査等の実施により周辺環境への影響を監視しておりますが、万一、大規模な自然災害や不測の事故等により環境汚染が生じることとなれば当社グループの事業や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

労働災害のリスク

当社グループが運営する最終処分場においては、大型の収集運搬車による搬入や重機を使用した作業を行っていることから、従業員への安全教育や施設内での安全管理等の事故防止対策を徹底しておりますが、万一重大な事故や労働災害が発生した場合には復旧費用や補償金等の負担が生じ、当社グループの事業や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

M&Aに関するリスク

当社グループでは、環境ソリューション事業の拡大のために必要に応じてM&Aによる既存事業の買収を行ってまいります。M&Aに際しては十分な市場調査と慎重なデューデリジェンスを行った上で実施してまいります。買収後に市場環境の変化や競合の激化等により当初想定した収益が得られないことや想定外の追加費用が生じることに、当社グループの事業や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報保護等について

当社グループは、不動産購入顧客及び購入検討顧客など、多くの個人情報を保有しております。これら情報の取り扱いについては、社内ルールを設けるとともに、セキュリティポリシーを順次整備しながら、その管理を徹底し万全を期しておりますが、外部からの不正アクセスや犯罪行為などの不測事態により個人情報が外部に漏洩した場合、社会的信用を失うとともに、企業イメージを損ない、売上の減少、損害賠償の発生など当社グループの業績等に悪影響を与える可能性があります。

(7) 法規制について

当社グループは、(5)に記載の廃掃法に加えて、不動産事業において宅地建物取引業法、建物の区分所有等に関する法律、建築基準法、都市計画法等の法的規制を受けるほか、会社法、金融商品取引法、法人税法、独占禁止法など、様々な法的規制を受けており、社会情勢の変化により、改正や新たな法的規制が設けられる可能性があります。その場合には、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

(8) 重要な訴訟等について

当社グループは、法令及び契約等の遵守に努めておりますが、事業活動を進めていく上で取引先等から訴訟を受ける可能性や、訴訟に至らないまでも紛争に発展して請求等を受ける可能性があります。また、それらの訴訟等で当社が勝訴するという保証はなく、それらの訴訟等が当社グループの将来的な事業活動に悪影響を与える可能性があることは否定できません。そのような場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、当社元子会社である株式会社シナジー・コンサルティング(以下、「シナジー社」といいます。)の顧客(個人1名、以下、「相手方」といいます。)より、2021年2月10日付にて損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)を提起され、東京地方裁判所に係属中でありましたが、相手方が本訴における訴額について請求の拡張を申立て、当社は2021年8月26日付にて請求の拡張申立書を受領いたしました。

本訴は、相手方が過去にシナジー社と行った取引について、シナジー社、シナジー社代表取締役及び当社元代表取締役に対して、民法第709条等に基づき損害賠償を求めるとともに、当社に対して会社法第350条に基づく損害賠償を求め、訴訟提起を行ったものであります。当社に対する訴訟提起時の訴額は160万円であり、請求拡張後の訴額は1億2,431万2,773円であります。

当社では、相手方の主張は根拠のないものであり、当社が損害賠償責任を負う理由はないと考えております。既に、当社の正当性を主張して争っており、今後もその方針を継続してまいります。万が一当社グループの主張の一部又は全部が認められなかった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、本訴は、2024年3月5日付で和解が成立しております。和解内容は、当社が相手方に対して解決金として200万円を支払い、相手方は当社に対して当該解決金以外の一切の請求を放棄するというものであります。

当社の連結子会社である株式会社ジェイクレスト(以下、「ジェイクレスト社」といいます。)及び同社の子会社であるエイチピー株式会社(以下、「エイチピー社」といいます。)は、2023年7月12日付で岡山地方裁判所において訴訟(以下、「本訴」といいます。)の提起を受けました。

当社の連結子会社であるジェイクレスト社は、2022年9月29日付で、エイチピー社の発行済株式の全てを取得し、同社を完全子会社といたしました。本訴は、エイチピー社株式(以下、「本件株式」といいます。)の前々所有者の債権者と称する者(以下、「原告」といいます。)が、前々所有者に対する貸金請求に併せて、本件株式にかかる株主の地位確認等を請求するものであります。

原告は本件株式の前々所有者に対する金銭債権を原因に本件株式にかかる株主の地位を主張しているようですが、ジェイクレスト社及びエイチピー社としては、本件株式取得以降、原告からは何らの連絡も受けておらず、その真偽、事実関係について不明であります。ジェイクレスト社及びエイチピー社といたしましては、本件株式取得の正当性を主張して争っており、今後もその方針を継続してまいります。なお現時点では、将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発事象に係る損失について引当金は計上しておりません。

(9) 重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しておりました。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を着実に実行してまいります。

収益基盤の強化
<スポーツ事業>

スポーツ事業に関しましては、東山田店及びつかしん店ともに、顧客ニーズに即した施設の修繕等を行うとともに、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

<不動産事業>

不動産事業に関しましては、当社連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズにおいて、産業廃棄物中間処理施設の運営会社に対して、セール&リースバックを主軸とした資金調達に関する助言業務を実施し、収益化を図ってまいります。

<Web事業>

当社100%子会社である株式会社アセット・ジーニアスが展開するWeb事業については、従来の動画広告営業に加えて、今後当社グループが注力する環境ソリューション事業及び産業廃棄物処理業者に対する金融サービス事業と連携し、インターネット広告の分野で新たな事業及び収益源を確保すべく試行してまいりました。しかしながら、第2四半期連結累計期間においても売上高を計上できず、営業損失を計上したことから、当社グループの経営資源の選択と集中の観点から、2023年6月30日開催の取締役会において2023年7月1日付でWeb事業を休止することといたしました。これにより、当社グループ全体としての損益改善を進めてまいります。

<太陽光事業>

太陽光事業に関しましては、今後、二酸化炭素排出権取引が拡大することを見据え、太陽光発電施設取引仲介に加えて、当社グループの利益成長に伴う手元資金を活用し、太陽光発電施設を取得し保有することにより売電収入を得ることを目指します。

<環境ソリューション事業>

当社連結子会社である株式会社ジェイクレストが2022年9月29日付で安定型最終処分場を運営するエイチピー株式会社の全株式を取得し、同年11月より当社グループの新規事業として環境ソリューション事業を開始することといたしました。同事業では、M&Aによる成長戦略を基本方針とし、同社に加えて、産業廃棄物中間処理施設運営会社、最終処分場運営会社を取得し業容の拡大を図ります。

コスト削減

各部門の仕入原価、販売費及び一般管理費の見直しを引き続き継続するとともに、本社費の削減に取り組むことで、全社の利益率の向上に努めてまいります。

財務基盤の強化と安定

当社は、財務基盤の強化と安定を図るため、第29期連結会計年度において第三者割当による新株及び新株予約権の発行により資金調達を行い、債務超過を解消いたしました。また、新株予約権の発行及び行使により前連結会計年度においては523,875千円、新株予約権の行使により当連結会計年度においては99,900千円の資金調達を行いました。今後、新株予約権の行使が進んだ場合には、さらに財務基盤が強化されることとなります。

また、上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による景気対策の継続などにより、企業収益や雇用環境について回復基調が見られるものの、円安傾向の進行による燃料価格及び原材料価格の高騰等により、当社グループが関連する業界等におきましても、先行きが不透明な状況は依然として続いております。

こうした環境下、当社グループは、

- ・ フットサル施設の運営及び当該施設を活用した事業を行う「スポーツ事業」
- ・ 不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図っている「不動産事業」
- ・ デジタル・マーケティング業務として動画広告営業を行っている「Web事業」
- ・ 太陽光発電施設の仕入、販売及び仲介事業を行う「太陽光事業」
- ・ 産業廃棄物処理施設の管理、運営等を行う「環境ソリューション事業」

の5つの事業を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

イ 財政状態

当連結会計年度末の総資産は331,097千円（前期比35.8%減）、負債合計48,649千円（前期比33.9%増）、純資産合計282,447千円（前期比41.1%減）、自己資本比率は77.5%となりました。

ロ 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高175,433千円（前期比56.9%増）、営業損失279,841千円（前期は201,040千円の営業損失）、経常損失279,261千円（前期は205,559千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失296,785千円（前期は270,200千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（スポーツ事業）

つかしん店（兵庫県）では、天候不順等による週末のフットサルイベントの中止が頻発したことなどから減収減益となりました。また、東山田店（神奈川県）では、個人を対象としたフットサルイベントの開催に注力したものの、施設の改善にかかる修繕費用の負担があったことから増収減益となりました。

その結果、売上高は111,013千円（前期比1.1%増）、営業利益は28,927千円（前期比9.6%減）となりました。

（不動産事業）

不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図る方針でしたが、当連結会計年度で売上高は計上されておらず、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は8,838千円（前期は7,936千円の営業損失）となりました。

（Web事業）

Web関連事業に関しましては、2023年6月末までに売上高が計上できず、2023年7月1日より事業を休止していることから当連結会計年度で売上高は計上されず（前期は2,000千円の売上高）、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は9,567千円（前期は9,094千円の営業損失）となりました。

（太陽光事業）

太陽光事業に関しましては、2020年10月1日より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売・仲介事業を開始しました。当連結会計年度においては、太陽光発電施設の仕入・販売・仲介の実績がなかったため、売上高は計上されず（前期売上高は - 千円）、営業損失は18,297千円（前期は9,994千円の営業損失）となりました。

（環境ソリューション事業）

当社連結子会社である株式会社ジェイクレストが2022年9月29日付で安定型最終処分場を運営するエイチピー株式会社の全株式を取得し、同社を子会社化いたしました。これにより、当社グループは新規事業として「環境ソリューション事業」を開始することいたしました。当連結会計年度においては、2023年3月17日より産業廃棄物の受入を開始したことにより売上高は64,420千円（前期売上高は - 千円）となりましたが、開業準備費用及びのれん償却額の負担があるため、営業損失は108,337千円（前期は38,384千円の営業損失）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ100,926千円減少し、23,764千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

営業活動による資金の減少は198,038千円（前期は144,985千円の支出）、投資活動による資金の減少は2,165千円（前期は339,816千円の支出）、財務活動による資金の増加は99,276千円（前期は523,823千円の収入）となりました。

仕入、受注及び販売の実績

イ 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
不動産事業		
合計		

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 当連結会計年度において、不動産事業の仕入実績はありません。

ロ 受注実績

該当事項はありません。

ハ 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
スポーツ事業	111,013	1.1
不動産事業		
Web事業		
太陽光事業		
環境ソリューション事業	64,420	
合計	175,433	56.9

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 当連結会計年度において、不動産事業、Web事業、太陽光事業の販売実績はありません。なお、2023年7月1日よりWeb事業は事業を休止しております。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
一般社団法人F・マリノススポーツクラブ(注)	20,452	18.3	20,400	11.6
株式会社姫路環境開発			47,008	26.8

(注) 2023年3月31日付契約上の地位承継の覚書により、契約当事者が横浜マリノス株式会社から一般社団法人F・マリノススポーツクラブに2023年3月31日付で移転しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績は、売上高175,433千円(前期比56.9%増)、営業損失279,841千円(前期は201,040千円の営業損失)、経常損失279,261千円(前期は205,559千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失296,785千円(前期は270,200千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(スポーツ事業)

つかしん店(兵庫県)では、天候不順等による週末のフットサルイベントの中止が頻発したことなどから減収減益となりました。また、東山田店(神奈川県)では、個人を対象としたフットサルイベントの開催に注力したものの、施設の改善にかかる修繕費用の負担があったことから増収減益となりました。

その結果、売上高は111,013千円(前期比1.1%増)、営業利益は28,927千円(前期比9.6%減)となりました。

(不動産事業)

不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図る方針でしたが、当連結会計年度で売上高は計上されておらず、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は8,838千円(前期は7,936千円の営業損失)となりました。

(Web事業)

Web関連事業に関しましては、2023年6月末までに売上高が計上できず、2023年7月1日より事業を休止していることから当連結会計年度で売上高は計上されず(前期は2,000千円の売上高)、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は9,567千円(前期は9,094千円の営業損失)となりました。

(太陽光事業)

太陽光事業に関しましては、2020年10月1日より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売・仲介事業を開始しました。当連結会計年度においては、太陽光発電施設の仕入・販売・仲介の実績がなかったため、売上高は計上されず(前期売上高は-千円)、営業損失は18,297千円(前期は9,994千円の営業損失)となりました。

(環境ソリューション事業)

当社連結子会社である株式会社ジェイクレストが2022年9月29日付で安定型最終処分場を運営するエイチピー株式会社の全株式を取得し、同社を子会社化いたしました。これにより、当社グループは新規事業として「環境ソリューション事業」を開始することいたしました。当連結会計年度においては、2023年3月17日より産業廃棄物の受入を開始したことにより売上高は64,420千円(前期売上高は-千円)となりましたが、開業準備費用及びのれん償却額の負担があるため、営業損失は108,337千円(前期は38,384千円の営業損失)となりました。

ロ 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は331,097千円となり、前連結会計年度末に比べ184,570千円減少いたしました。その主な要因は、現金及び預金が100,926千円減少、売掛金が23,657千円増加、のれんが106,865千円減少したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は48,649千円となり、前連結会計年度末に比べ12,314千円増加いたしました。その主な要因は、未払消費税等が3,433千円増加、最終処分場維持管理引当金が5,576千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は282,447千円となり、前連結会計年度末に比べ196,885千円減少し、自己資本比率は77.5%となりました。その要因は、新株予約権の権利行使により資本金が50,699千円、資本準備金が50,699千円増加したこと、2023年5月31日付で減資の効力が発生し資本金が261,852千円及び資本準備金が78,220千円それぞれ減少し、利益剰余金が339,323千円増加した一方で、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が296,785千円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

イ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ100,926千円減少し、23,764千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は198,038千円（前期は144,985千円の支出）となりました。主な要因としては、税金等調整前当期純損失294,721千円に減価償却費8,318千円、のれん償却額106,865千円、減損損失118千円等を加味した上で、訴訟損失引当金繰入額20,000千円、売上債権の増加23,657千円、和解金の支払額20,000千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は2,165千円（前期は339,816千円の支出）となりました。主な要因としては、有形固定資産の取得による支出6,430千円、投資有価証券の清算による収入4,314千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は99,276千円（前期は523,823千円の収入）となりました。主な要因としては、新株予約権の行使による株式の発行による収入99,900千円があったことによるものであります。

ロ 資金需要と調達

当社グループの資金需要のうち主なものは、太陽光施設等の購入代金及び販売費及び一般管理費の営業費用であります。営業費用のうち主なものは、人件費、地代家賃であります。

当連結会計年度において、金融機関等からの資金調達は実施しておりません。今後は営業活動によるキャッシュ・フローの増加を図ってまいります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

5【経営上の重要な契約等】

スポーツ事業に関する契約

契約会社名	相手方の名称	契約の内容	契約期間
株式会社ジェイスポーツ (連結子会社)	一般社団法人F・マリ ノススポーツクラブ (注)	(施設利用に関する契約) 当社が所有するフットサルコート施設1店 舗の施設利用許諾に関する契約でありま す。	2024年3月31日を終期 とする1年契約 (自動更新)
株式会社ジェイスポーツ (連結子会社)	東急スポーツシステム 株式会社	(施設利用に関する契約) 当社が所有するフットサルコート施設1店 舗の施設利用許諾に関する契約でありま す。	2026年3月31日を終期 とする2年契約

(注) 2023年3月31日付契約上の地位承継の覚書により、契約当事者が横浜マリノス株式会社から一般社団法人F・マリノススポーツクラブに2023年3月31日付で移転しております。

環境ソリューション事業に関する契約

環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設運営事業)を行う当社連結子会社であるエイチピー株式会社が運営する産業廃棄物最終処分場「ジェイ・グリーンヒルズ倉敷」において産業廃棄物の受入を行うに先立ち、業法にて定められた産業廃棄物処分委託契約(以下、「本契約」といいます。)を産業廃棄物処理事業者との間で締結いたしました。

本契約締結の目的

産業廃棄物処理事業の業法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」といいます。)では、事業者が他社に廃棄物の処理を委託する場合に法定事項を記載した処分委託契約の締結が定められていることから(廃掃法第12条)、エイチピー社が産業廃棄物の受入を行うに先立ち本契約を締結したものであります。

本契約の概要

契約締結の相手方	産業廃棄物処理事業者11社であります。名称等につきましては、契約上の守秘義務により非開示とさせていただきます。
契約締結日	2023年3月1日から同年3月6日の期間で4社と契約を締結 2023年4月3日から同年6月19日の期間で7社と契約を締結
契約期間	契約締結日から1年間

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は6,430千円であり、各セグメントの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) スポーツ事業

当連結会計年度において、フットサルコートの新築工事等による建物附属設備及び構築物の取得3,977千円の投資を実施しております。また、固定資産除却損105千円を計上いたしました。なお、重要な設備の売却はありません。

(2) 不動産事業

当連結会計年度における設備投資はなく、また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) Web事業

当連結会計年度における設備投資はなく、また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 太陽光事業

当連結会計年度における設備投資はなく、また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(5) 環境ソリューション事業

当連結会計年度において、最終処分場の建物附属設備及び構築物の取得1,850千円、車両運搬具の取得353千円、工具器具備品の取得120千円の投資を実施しております。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(6) 全社共通

当連結会計年度において、工具器具備品の取得129千円の投資を実施しております。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
本社 (東京都港区)	全社(共通)	本社事務所等					3(-)

(注) 1. 主要な設備は、全額減損処理を行っております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3. 連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	月額賃借料(税抜)
本社 (東京都港区)	全社(共通) スポーツ事業 不動産事業 Web事業 太陽光事業	本社事務所等	1,248千円

(2) 国内子会社

2023年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	ソフト ウェア	その他	合計	
(株)ジェイスポーツ	フットサル 施設 (兵庫県尼 崎市)	スポーツ事 業	施設設備	17,308		92	17,400	2(2)
(株)ジェイスポーツ	フットサル 施設 (横浜市都 筑区)	スポーツ事 業	施設設備	14,996			14,996	4(1)
(株)アセット・ジニア ス	本社 (東京都港 区)	Web事業	事務所設備 webシス テム					-(-)
エイチビー(株)	最終処分場 (岡山県倉 敷市)	環境ソ リューショ ン 事業	事務所設備 最終処分場	2,481		122	2,604	-(-)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	月額賃借料 (税抜)
(株)ジェイスポーツ	フットサル施設 (兵庫県尼崎市)	スポーツ事業	施設設備	600千円
	フットサル施設 (横浜市都筑区)	スポーツ事業	施設設備	1,457千円

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,728,500	6,828,500	東京証券取引所 スタンダード市場	当社は100株を1単位とする 単元株制度を採用しております。
計	6,728,500	6,828,500	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第7回新株予約権(有償ストック・オプション)
決議年月日	2022年8月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役除く) 3名 当社従業員 3名 当社子会社取締役 2名
新株予約権の数	3,900個 (内訳) 当社取締役(社外取締役除く)3,000個 当社従業員700個 当社子会社取締役200個 (注)1
新株予約権と引換えに払込まれる金額	新株予約権1個当たり100円(総額400,000円)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 390,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり270円 (注)2
新株予約権の行使期間	2022年9月2日~2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額270円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注)2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、2022年8月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である270円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
その他新株予約権の行使の条件
上記「3. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
新株予約権の取得事由及び条件
上記「4. 新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第6回新株予約権
決議年月日	2022年8月17日
新株予約権の数	8,000個 [7,000個] (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 800,000株 [700,000株] (注)1
発行価額	総額5,500,000円(新株予約権1個当たり220円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり243円 (注)2
新株予約権の行使期間	2022年9月2日～2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格243円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
その他	(注)3

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記(2)ないし(4)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2)当社が(注)2.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)2.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる(注)2.(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)2.(2) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注)2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、または係る発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行または付与する場合(但し、当社またはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降または(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注) 3. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会が定める取得日（当該組織再編行為の効力発生日前とする）に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社が発行する株式が東京証券取引所により上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年5月31日 (注)1	-	2,733,500	434,746	100,000	169,289	329,352
2020年10月16日 (注)2	1,600,000	4,333,500	236,000	336,000	236,000	565,352
2021年5月31日 (注)3	-	4,333,500	236,000	100,000	371,096	194,256
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)4	1,985,000	6,318,500	261,852	361,852	261,852	456,109
2023年4月1日～ 2023年4月30日 (注)5	410,000	6,728,500	50,699	412,552	50,699	506,808
2023年5月31日 (注)6	-	6,728,500	261,852	150,699	78,220	428,588

(注)1. 2019年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2019年5月31日付で減資の効力が発生し、資本金が434,746千円及び資本準備金が169,289千円それぞれ減少しております。

2. 第三者割当増資(払込期日:2020年10月16日)

割当先	有限会社アースマテリアル	普通株式550,000株
	濱田 雄史	普通株式520,000株
	株式会社エスティエンジニアリング	普通株式430,000株
	川口 博	普通株式100,000株

割当価格 1株につき295円

資本組入額 1株につき147.5円

3. 2021年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、2021年5月31日付で減資の効力が発生し、資本金が236,000千円及び資本準備金が371,096千円それぞれ減少しております。

4. 第4回及び第6回新株予約権の行使による増加であります。

5. 第6回及び第7回新株予約権の行使による増加であります。

6. 2023年3月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、2023年5月31日付で減資の効力が発生し、資本金が261,852千円及び資本準備金が78,220千円それぞれ減少しております。

7. 2024年2月27日付で第6回新株予約権が行使され、発行済株式総数が100,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,260千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	16	16	19	18	1,836	1,906	-
所有株式数(単元)	-	249	8,377	3,246	12,863	260	42,279	67,274	1,100
所有株式数の割合(%)	-	0.37	12.45	4.82	19.12	0.39	62.85	100.00	-

(注)自己株式20株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
LGT BANK LTD (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	P . O . BOX 85 , FL - 949 0 VADUZ , FURSTENTU M LIECHTENSTEIN (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,044,500	15.52
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	522,900	7.77
青山 洋一	東京都港区	430,000	6.39
日高 早斗	東京都港区	400,000	5.94
中谷 正和	東京都港区	363,000	5.39
森上 和樹	愛知県名古屋市中区	360,000	5.35
株式会社クロスウォーク	大阪府大阪市中央区平野町2丁目2番8号	153,300	2.27
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	116,200	1.72
久保 剛史	東京都目黒区	110,000	1.63
BNYM SA/NV FOR B NYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MI LM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	2 KING EDWARD STRE ET , LONDON EC1A 1H Q UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	102,000	1.51
計		3,601,900	53.53

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,727,400	67,274	-
単元未満株式	普通株式 1,100	-	-
発行済株式総数	6,728,500	-	-
総株主の議決権	-	67,274	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	20	-	20	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、利益配当を安定的に継続することを基本方針としております。

同時に、長期的に成長を維持するという観点から、企業体質の強化及び将来の事業展開を総合的に勘案しつつ、株主資本の充実と資本効率の向上に努めることにより保有価値のある会社としての信用を形成していく所存であります。具体的には、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、配当性向20%以上の継続を目標としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度においては、当期純損失188,039千円(当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失296,785千円)の計上となり、また配当原資としての利益剰余金がないため、大変遺憾ではあります。期末配当は無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げるとともに、来期以降の増収増益を目指し、全社一丸となって努力を続けてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題として位置付け、適切かつ迅速な意思決定を可能とする業務執行体制、及び適正な監督・監視体制の構築を図り、コーポレート・ガバナンスの充実を実現してまいります。

また、経営の基本理念として持続的成長を掲げ、株主・投資家の皆様をはじめ、全てのステークホルダーのために企業価値の向上に努めてまいります。

さらに、開かれた経営を実現し経営の透明性を高めることにより、株主の皆様の権利を尊重し、受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、適切かつ迅速な意思決定を可能とするために取締役会を設置し、適正な監督・監視体制の構築という観点から監査役制度を採用しております。また、法令遵守体制を整備し、不祥事等の発生を未然に回避することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しております。

・取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役は1名）で構成されており、重要な業務執行に関する意思決定機関として、また、代表取締役、取締役、及び執行役員業務執行に関する監督機関として原則、月1回開催し、さらに必要に応じて随時開催しております。当社の取締役はその員数を20名以内とする旨定款で定めております。なお、当社の取締役会の構成員は構成員については以下のとおりであります。

代表取締役（議長）	眞野 定也
取締役	中山 宏一
取締役	山室 敬史
社外取締役	浅田 大

・監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。監査役は監査役会で定めた監査方針及び業務分担に基づき、取締役会への出席、取締役等からの事業報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧、及び業務及び財産の状況の調査等により、監査を実施しております。なお、監査役会の構成員については以下のとおりであります。

常勤社外監査役（議長）	刈谷 龍太
社外監査役	四方 直樹
社外監査役	関口 常裕

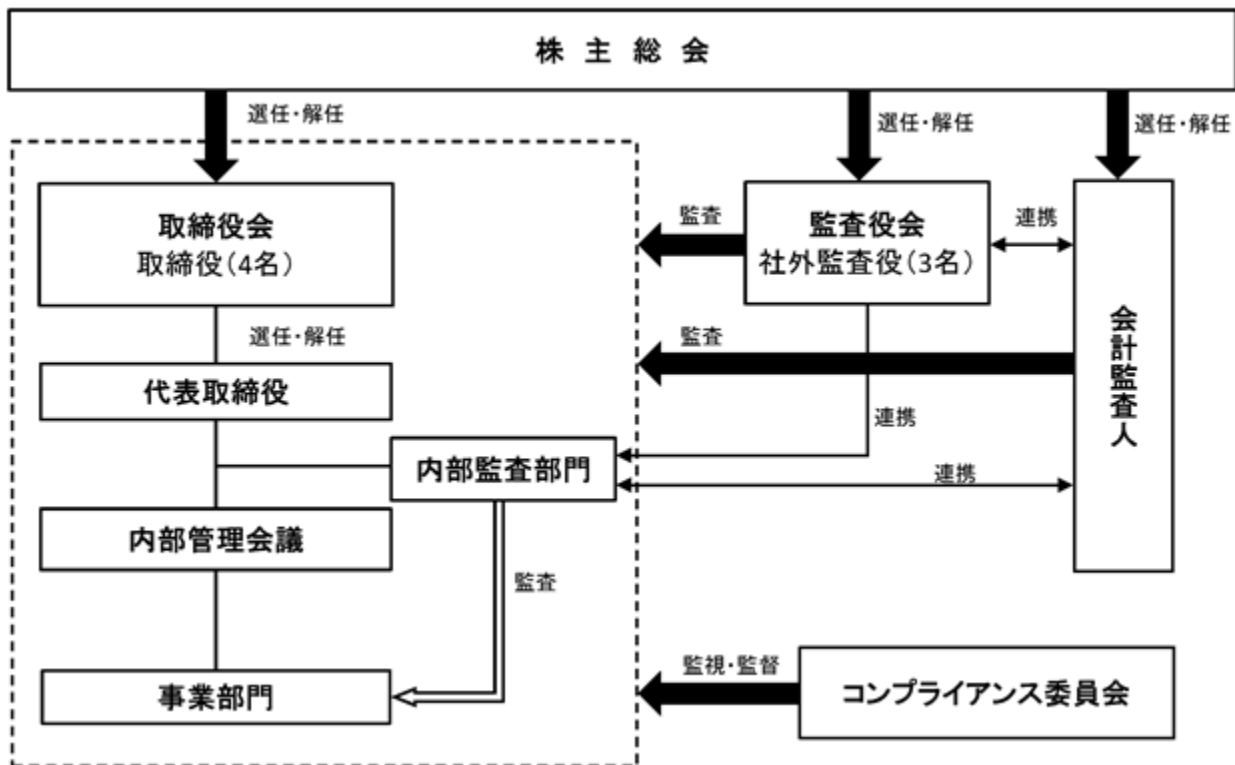
・コンプライアンス委員会

当社は、法令遵守体制を整備し、不祥事等の発生を未然に回避することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、原則、月1回開催し、さらに必要に応じて随時開催しております。なお、同委員会の構成員については以下のとおりであります。

常勤社外監査役（議長）	刈谷 龍太
社外監査役	四方 直樹
社外監査役	関口 常裕

当社顧問弁護士
当社内部監査室長

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、社長直轄組織として内部監査を行う独立した内部監査担当者（1名）を設置しております。内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、当社の業務活動全般に関して、法令遵守状況等を計画的に監査しております。

内部監査の実施結果は、代表取締役に報告されております。当社の業務運営等に改善が必要と認められた場合には、代表取締役の指示により、内部監査担当者から助言や勧告が行われる体制となっております。

監査役は取締役会、経営委員会等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、部門への聴取などを分担して実施し、月1回定時開催する監査役会で、報告、協議を行っております。

また、当社では、内部監査、監査役監査及び会計監査人監査が連携して有効に行われるよう、監査役と内部監査担当者は随時情報の共有化を図り、会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社に対して当社の企業行動指針及び各種マニュアルを適用しつつ、各子会社の事業規模・特性を踏まえ業務の適正の確保を図っております。

また、子会社の取締役は、当社監査役会と定期的に会合を持ち、業務遂行に関する事項等について報告を行っております。また、子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならないものとしております。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができるものとしております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内とします。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、社外取締役である浅田大氏との間で責任限定契約を締結しております。

・取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任及び解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

・取締役会で決議できる株主総会決議事項

(取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(会計監査人の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、会計監査人が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定により、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を28回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名		開催回数	出席回数
代表取締役	眞野 定也	28回 (うち書面決議15回)	28回 (うち書面決議15回)
取締役	中山 宏一	28回 (うち書面決議15回)	28回 (うち書面決議15回)
取締役	塩田 卓也	28回 (うち書面決議15回)	28回 (うち書面決議15回)
社外取締役	吉野 勝秀	9回 (うち書面決議6回)	9回 (うち書面決議6回)
社外取締役	浅田 大	21回 (うち書面決議9回)	21回 (うち書面決議9回)
監査役	刈谷龍太	28回 (うち書面決議15回)	28回 (うち書面決議15回)
監査役	四方直樹	28回 (うち書面決議15回)	28回 (うち書面決議15回)
監査役	関口常裕	28回 (うち書面決議15回)	28回 (うち書面決議15回)

(注) 1. 吉野勝秀は第31期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、開催回数、出席回数は在任中のものであります。

2. 浅田大は2023年3月29日付で取締役に就任いたしましたので、開催回数、出席回数は就任後のものであります。

取締役会付議事項は、取締役会規程及び稟議規程等において定めております。当事業年度における取締役会の具体的な検討内容は、経営に関する重要な方針の決定、新規事業の進捗報告、内部統制システムの運用状況報告、計算書類の承認等であります。

・コンプライアンス委員会の活動状況

当事業年度において当社はコンプライアンス委員会を15回開催しており、個々の構成員の出席状況については次のとおりであります。

氏名		開催回数	出席回数
監査役	刈谷龍太	15回	15回
監査役	四方直樹	15回	15回
監査役	関口常裕	15回	15回
顧問弁護士		15回	15回
内部監査室長		15回	15回

コンプライアンス委員会付議事項は、コンプライアンス委員会規程において定めております。当事業年度におけるコンプライアンス委員会の具体的な検討内容は、経営に関する重要な方針の審理、新規事業の進捗にかかる審理等であります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	眞野 定也	1976年 5 月25日生	1999年 4 月 日興証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 入社 2005年10月 エピック・マネジメント株式会社入社 2008年 9 月 株式会社アイネット証券入社 同社取締役就任 2009年 9 月 株式会社エピック・グループ入社 2010年 6 月 ヘッジファンド証券株式会社設立 同社代表取締役就任 2013年 9 月 LAZO株式会社設立 同社代表取締役就任 (現任) 2019年 9 月 株式会社ジェイリードパートナーズ (当社子会社) 代表取締役就任 2020年 3 月 株式会社アセット・ジーニアス (当社子会社) 代表取締役就任 当社代表取締役就任 (現任)	(注) 1	-
取締役 管理本部長	中山 宏一	1978年 5 月12日生	2011年 7 月 株式会社グリムス入社 2013年12月 夢の街創造委員会株式会社 (現 株式会社出前館) 入社 2016年 6 月 当社入社 管理本部長 2016年12月 当社取締役就任 (現任) 2017年10月 公認会計士登録 2023年 6 月 株式会社アセット・ジーニアス (当社子会社) 代表取締役就任 (現任)	(注) 1	-
取締役 財務担当	山室 敬史	1986年 1 月27日生	2009年 4 月 日本電子計算株式会社入社 2014年 2 月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入社 2018年 8 月 公認会計士登録 2019年12月 有限責任あずさ監査法人入社 2020年 8 月 BSP税理士法人入社 2021年 8 月 株式会社LATRICO入社 2024年 3 月 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	-
取締役	浅田 大	1978年10月25日生	2009年12月 弁護士登録 2010年 1 月 法律事務所MIRAI0入所 2013年 7 月 久田・橋口法律事務所入所 2015年 4 月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所入所 2015年11月 同法人パートナー就任 2017年10月 浅田法律事務所所長 (現任) 2023年 3 月 当社社外取締役就任 (現任)	(注) 1, 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	刈谷 龍太	1983年11月22日生	2012年2月 弁護士登録 2014年4月 グラディアトル法律事務所 2020年3月 当社監査役就任(現任) 2021年9月 弁護士法人C-LiA社員(現任)	(注) 2,6	-
監査役	四方 直樹	1974年1月6日生	1999年4月 株式会社松村入社 2005年11月 司法書士SKN事務所入所 2006年10月 司法書士川淵事務所入所 2007年2月 司法書士登録 2013年3月 当社監査役就任(現任) 2015年4月 四方司法書士事務所所長 2021年4月 司法書士法人四方事務所 特定社員(現任)	(注) 3,6	-
監査役	関口 常裕	1984年11月16日生	2011年1月 みらいコンサルティング株式会社入社 2015年11月 公認会計士登録 2015年12月 関口公認会計士事務所(現エンサイド 公認会計士共同事務所) 所長就任(現任) 2016年6月 税理士登録 2016年7月 B S Pコンサルティング株式会社 代表取締役就任 2017年9月 エンサイドコンサルティング株式会社 代表取締役就任(現任) 2017年10月 税理士法人エンサイド 代表社員就任(現任) 2018年11月 株式会社エンサイドソリューションズ 代表取締役就任 2020年9月 当社監査役就任(現任)	(注) 4,6	-
計					-

- (注) 1. 取締役は2024年3月開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会終結時までであります。
2. 監査役刈谷龍太は2024年3月開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
3. 監査役四方直樹は2021年3月開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
4. 監査役関口常裕は2024年3月開催の臨時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
5. 取締役浅田大は、社外取締役であります。
6. 監査役刈谷龍太、四方直樹及び関口常裕は、社外監査役であります。

社外役員の状況

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役1名、社外監査役を3名選任しております。

当社の社外取締役は、浅田大氏の1名であります。当社の社外監査役は、刈谷龍太氏、四方直樹氏及び関口常裕氏の3名であります。

社外取締役である浅田大氏と当社との間に、特記すべき人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また社外監査役である刈谷龍太氏、四方直樹氏及び関口常裕氏と当社との間に、特記すべき人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である浅田大氏は、浅田法律事務所所長を兼務しております。同氏は、弁護士としての専門的知見並びに経営に関する見識及び経験を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

社外監査役である刈谷龍太氏は、弁護士法人C-LiAの社員を兼務しております。同氏は、経営者及び弁護士としての豊富な経験と専門的見識から、当社の経営全般に対するチェック機能を果たしております。

社外監査役である四方直樹氏は、司法書士法人四方事務所の特定社員を兼務しております。同氏は、経営者及び司法書士としての豊富な経験と専門的見識から、当社の経営全般に対するチェック機能を果たしております。

社外監査役である関口常裕氏は、エンサイド公認会計士共同事務所、エンサイドコンサルティング株式会社代表取締役及び税理士法人エンサイド代表社員を兼務しております。同氏は、経営者及び公認会計士としての豊富な経験と専門的見識から、当社の経営全般に対するチェック機能を果たしております。

これら社外取締役及び社外監査役としての活動は、当社が経営判断を行うに当たり重要な役割を果たしており、当社としては適切な選任状況であると考えております。

社外役員の選任に関して、独立性に関する基準又は方針は特に設けておりませんが、選任に当たっては、会社法に定める社外性の要件を満たすのみならず、東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にしており、過去に当社又は当社の子会社の取締役又は使用人等でなかった者の中から、豊富な知識と経験を有し、客観的立場から意見を行える人材を選任する方針であり、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を選任しております。

社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役が出席する取締役会において、内部監査及び会計監査の結果等を含めた内部統制の状況の報告が行われております。また、当社では、内部監査、監査役監査及び会計監査人監査が連携して有効に行われるよう、監査役と内部監査担当者は随時情報の共有化を図り、会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成され、原則月1回開催しております。監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担、年間計画に基づき、監査役監査を実施しております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との会合、取締役等から職務の遂行状況を聴取し、内部監査部門と定期的な情報交換を行うとともに、提言を行っております。

また、会計監査人と定期的な情報交換を行い監査の品質向上や効率化を図っております。監査役は、弁護士が1名、公認会計士・税理士が1名、司法書士が1名であり、財務、会計、法務に関する相当の知見を有しております。

イ 監査役 刈谷龍太

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会28回中28回、監査役会14回中14回に出席いたしました。また、弁護士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

また、常勤監査役の活動として、代表取締役との会合、取締役等からの業務執行状況の聴取並びに稟議書をはじめとした重要な書類の閲覧等により、客観的な立場から取締役の業務執行を監視しております。

ロ 監査役 四方直樹

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会28回中28回、監査役会14回中14回に出席いたしました。また、司法書士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

ハ 監査役 関口常裕

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会28回中28回、監査役会14回中14回に出席いたしました。また、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

内部監査の状況

イ 組織、人員等の状況

内部監査は、独立した専任の内部監査室長1名が、内部監査計画書に基づき当社及び子会社に対し、証憑等の監査に加え、監査役と連携して、当社及び子会社事務所等における実地の業務監査を実施しております。また、内部監査室監査の実効性ある運用を目的として、内部監査室長がコンプライアンス委員会に出席し、内部監査室監査の過程で検出された内部統制違反や不正行為等については速やかに同委員会へ報告を行い、必要に応じて社内調査委員会の設置や関係者の処分等を実施する体制を取っております。

ロ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部監査部門との連携

内部監査室は、監査役との情報共有を行い、内部監査を効果的に実施しており会計監査人とも状況報告、意見交換の機会を設けております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 武田 剛

公認会計士 関 和輝

d. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士1名、税理士1名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に当たっては、監査法人の概要、品質管理体制、独立性に関する事項、欠格事項の有無、当社における監査業務の実施及び報告体制、監査報酬の水準など適正な職務の執行に関する事項について検討し、選定いたします。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人の評価を、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考とした評価項目に沿って評価しております。具体的には、監査法人の品質管理、独立性、監査報酬、関連部門とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等の観点から総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,000	-	18,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	18,000	-	18,500	-

b. 監査公認会計士と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案し決定しております。なお、当該決定については、監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模等と比して適切であるかの検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

- a. 役員の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
各取締役の報酬額は、取締役会において、各取締役の職責、在任年数等を勘案の上、株主総会で定められた総額の範囲内で決定する方針としております。
また、各監査役の報酬額は、株主総会で定められた金額の範囲内で、各監査役の職責、在任年数等を勘案の上、監査役の協議にて決定する方針としております。
- b. 役員の報酬等の額等の決定に関する役職ごとの方針の内容
各役員の報酬については、常勤・非常勤の別、並びにその職責、在任年数等に応じて、取締役会又は監査役の協議にて決定しており、役職毎の具体的な数値や算定方法については定めておりません。
- c. 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容
2017年3月30日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内、2002年3月7日開催の第10回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議されています。
- d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者、当該権限の内容、当該裁量の範囲
当社取締役の報酬額の決定権限を有する者は取締役会であり、株主総会で決議された上限総額の範囲内で、各取締役の報酬額を決定する権限を有しております。また、監査役の報酬の額は、株主総会で決議された上限総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。
- e. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に關与する委員会の手続きの概要
当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に關与する委員会は設置していませんので、該当事項はありません。
- f. 当該事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容
2022年3月30日開催の取締役会において、各取締役の職責、在任年数等を踏まえた上で報酬額を決議しております。
- g. 役員の報酬等における業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定方針の内容
当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。
- h. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由、当該業績連動報酬の額の決定方法
当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。
- i. 当該事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績
当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	43,500	43,500	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	7,500	7,500	-	-	-	5

(注) スtockオプションは、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 StocKオプション制度の内容」に記載の第7回新株予約権(有償StocK・オプション)に関するものであり、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等に準拠して株式報酬費用として計上したものであります。

役員ごとの連結報酬額の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、当社が保有する株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式の保有について、業務提携、取引の維持・強化及び事業戦略といった当社の持続的な成長と企業価値の向上を目的として、合理的な範囲で実施することを基本方針としております。

当社取締役会では、政策保有株式のリスクリターンを勘案し、保有継続の適否を検証しております。

b. 保有銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、HLB Meisei 有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	124,690	23,764
売掛金	5,269	28,926
未収入金	212,945	212,945
前渡金	1,837	1,174
前払費用	3,846	3,758
未収還付法人税等	14,667	19,369
未収消費税等	16,823	14,968
その他	702	968
貸倒引当金	212,976	213,118
流動資産合計	167,806	92,756
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	36,414	34,786
機械装置及び運搬具(純額)	453	29
その他(純額)	245	185
有形固定資産合計	1 37,113	1 35,000
無形固定資産		
のれん	293,880	187,014
無形固定資産合計	293,880	187,014
投資その他の資産		
敷金及び保証金	16,843	16,210
その他	24	114
投資その他の資産合計	16,867	16,324
固定資産合計	347,861	238,340
資産合計	515,668	331,097

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	12,217	13,534
未払法人税等	8,081	4,914
未払消費税等	297	3,730
未払費用	10,269	12,039
預り金	1,332	3,256
前受金	2,417	2,664
最終処分場維持管理引当金	-	5,576
その他	833	2,283
流動負債合計	33,449	46,001
固定負債		
長期預り保証金	150	150
その他	2,735	2,498
固定負債合計	2,885	2,648
負債合計	36,335	48,649
純資産の部		
株主資本		
資本金	361,852	150,699
資本剰余金	456,109	429,338
利益剰余金	366,004	323,467
自己株式	24	24
株主資本合計	451,933	256,546
新株予約権	27,400	25,901
純資産合計	479,333	282,447
負債純資産合計	515,668	331,097

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1 111,820	1 175,433
売上原価	70,698	74,072
売上総利益	41,122	101,360
販売費及び一般管理費	2 242,162	2 381,202
営業損失()	201,040	279,841
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	-	0
受取手数料	9	-
還付加算金	6	3
債務免除益	550	-
差入保証金回収益	-	10
受取返還金	-	698
その他	66	4
営業外収益合計	631	716
営業外費用		
支払利息	75	136
支払手数料	5,075	-
営業外費用合計	5,150	136
経常損失()	205,559	279,261
特別利益		
新株予約権戻入益	30,081	-
投資有価証券清算益	-	4,314
受取和解金	-	450
特別利益合計	30,081	4,764
特別損失		
固定資産除却損	3 1,054	3 105
減損損失	4 125	4 118
訴訟損失引当金繰入額	-	20,000
貸倒引当金繰入額	90,135	-
特別損失合計	91,315	20,224
税金等調整前当期純損失()	266,793	294,721
法人税、住民税及び事業税	3,407	2,064
法人税等合計	3,407	2,064
当期純損失()	270,200	296,785
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	270,200	296,785

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純損失()	270,200	296,785
包括利益	270,200	296,785
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	270,200	296,785
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	100,000	194,256	95,804	24	198,428	32,952	231,380
当期変動額							
新株の発行	261,852	261,852			523,705		523,705
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			270,200		270,200		270,200
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-	5,552	5,552
当期変動額合計	261,852	261,852	270,200	-	253,504	5,552	247,952
当期末残高	361,852	456,109	366,004	24	451,933	27,400	479,333

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	361,852	456,109	366,004	24	451,933	27,400	479,333
当期変動額							
新株の発行	50,699	50,699			101,399		101,399
減資	261,852	261,852			-		-
欠損填補		339,323	339,323		-		-
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			296,785		296,785		296,785
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-	1,499	1,499
当期変動額合計	211,153	26,771	42,537	-	195,386	1,499	196,885
当期末残高	150,699	429,338	323,467	24	256,546	25,901	282,447

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	266,793	294,721
減価償却費	4,624	8,318
のれん償却額	26,716	106,865
減損損失	125	118
貸倒引当金の増減額(は減少)	90,987	141
最終処分場維持管理引当金の増減額(は減少)	-	5,576
敷金及び保証金償却額	533	549
株式報酬費用	24,360	-
受取利息	0	0
支払利息	75	136
新株予約権戻入益	30,081	-
投資有価証券清算益	-	4,314
受取和解金	-	450
固定資産除却損	1,054	105
訴訟損失引当金繰入額	-	20,000
売上債権の増減額(は増加)	239	23,657
未収入金の増減額(は増加)	-	0
前渡金の増減額(は増加)	1,837	662
その他の流動資産の増減額(は増加)	641	1,677
前受金の増減額(は減少)	417	246
預り金の増減額(は減少)	167	1,924
その他の流動負債の増減額(は減少)	5,861	7,108
その他	257	43
小計	143,962	169,669
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	75	136
和解金の受取額	-	450
和解金の支払額	-	20,000
法人税等の支払額	947	8,682
営業活動によるキャッシュ・フロー	144,985	198,038
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	19,566	6,430
無形固定資産の取得による支出	132	-
投資有価証券の清算による収入	-	4,314
敷金及び保証金の差入による支出	134	50
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 319,984	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	339,816	2,165
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	517,975	99,900
新株予約権の発行による収入	5,900	-
割賦債務の返済による支出	51	623
財務活動によるキャッシュ・フロー	523,823	99,276
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	39,021	100,926
現金及び現金同等物の期首残高	85,668	124,690
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 124,690	¹ 23,764

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しておりました。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を着実に実行してまいります。

収益基盤の強化

<スポーツ事業>

スポーツ事業に関しましては、東山田店及びつかしん店ともに、顧客ニーズに即した施設の修繕等を行うとともに、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

<不動産事業>

不動産事業に関しましては、当社連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズにおいて、産業廃棄物中間処理施設の運営会社に対して、セール&リースバックを主軸とした資金調達に関する助言業務を実施し、収益化を図ってまいります。

<Web事業>

当社100%子会社である株式会社アセット・ジーニアスが展開するWeb事業については、従来の動画広告営業に加えて、今後当社グループが注力する環境ソリューション事業及び産業廃棄物処理業者に対する金融サービス事業と連携し、インターネット広告の分野で新たな事業及び収益源を確保すべく試行してまいりました。しかしながら、第2四半期連結累計期間においても売上高を計上できず、営業損失を計上したことから、当社グループの経営資源の選択と集中の観点から、2023年6月30日開催の取締役会において2023年7月1日付でWeb事業を休止することといたしました。これにより、当社グループ全体としての損益改善を進めてまいります。

<太陽光事業>

太陽光事業に関しましては、今後、二酸化炭素排出権取引が拡大することを見据え、太陽光発電施設取引仲介に加えて、当社の利益成長に伴う手元資金を活用し、太陽光発電施設を取得し保有することにより売電収入を得ることを目指します。

<環境ソリューション事業>

当社連結子会社である株式会社ジェイクレストが2022年9月29日付で安定型最終処分場を運営するエイチビー株式会社の全株式を取得し、同年11月より当社グループの新規事業として環境ソリューション事業を開始することといたしました。同事業では、M&Aによる成長戦略を基本方針とし、同社に加えて、産業廃棄物中間処理施設運営会社、最終処分場運営会社を取得し業容の拡大を図ります。

コスト削減

各部門の仕入原価、販売費及び一般管理費の見直しを引き続き継続するとともに、本社費の削減に取り組むことで、全社の利益率の向上に努めてまいります。

財務基盤の強化と安定

当社は、財務基盤の強化と安定を図るため、第29期連結会計年度において第三者割当による新株及び新株予約権の発行により資金調達を行い、債務超過を解消いたしました。また、新株予約権の発行及び行使により前連結会計年度においては523,875千円、新株予約権の行使により当連結会計年度においては99,900千円の資金調達を行いました。今後、新株予約権の行使が進んだ場合には、さらに財務基盤が強化されることとなります。

また、上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

(2) 連結子会社の名称

株式会社ジェイスポーツ
株式会社アセット・ジニアス
株式会社ジェイリードパートナーズ
株式会社ジェイクレスト
合同会社クレストソーラー
エイチピー株式会社

なお、当連結会計年度において、当社連結子会社である株式会社ジェイクレストの100%子会社として合同会社クレストソーラーを新たに設立したため、同社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～30年
機械装置及び運搬具	2年
工具器具備品	3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数はソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間5年であります。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

スポーツ事業

主にフットサル施設の貸し出しを行っており、貸し出しが完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

不動産事業

不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行っており、契約に基づくサービスが完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識します。

Web事業

広告動画の制作を受注、納品しており、納品後検収が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

太陽光事業

太陽光発電施設の仕入、販売及び仲介取引を行っており、契約に基づく財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識します。

環境ソリューション事業

リサイクルが困難な産業廃棄物を埋め立てるサービスを行っており、契約に基づく処理が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識します。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

最終処分場の埋立割合に基づく償却額と、3年間にわたる均等償却額を比較し、いずれか大きい金額を償却費として計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算税制の適用

グループ通算税制を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

営業債権の回収可能価額の評価(貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金	212,976	213,118

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れに備えるため、債権区分に応じてそれぞれ回収不能見込額を見積もって計上しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

回収不能額の見積りは、債権を一般債権と貸倒懸念債権に分類し、一般債権については一定のルールのもと算定し、貸倒懸念債権については、相手先ごとに債権の滞留状況、財政状態及び経営成績等を考慮して算定しております。

重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の相手先の財務状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に貸倒れた債権の時期及び金額が見積りと異なった場合、又は見積額以上の債権回収が行われた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これにより連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
	135,721千円	143,797千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

2 顧客との契約から生じた契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債は「前受金」に含まれております。契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(3)」「契約残高」に記載しております。

3 偶発事象

当社の連結子会社である株式会社ジェイクレスト(以下、「ジェイクレスト社」といいます。)及び同社の子会社であるエイチビー株式会社(以下、「エイチビー社」といいます。)は、2023年7月12日付で岡山地方裁判所において訴訟(以下、「本訴」といいます。)の提起を受けました。

当社の連結子会社であるジェイクレスト社は、2022年9月29日付で、エイチビー社の発行済株式の全てを取得し、同社を完全子会社といたしました。本訴は、エイチビー社株式(以下、「本件株式」といいます。)の前々所有者の債権者と称する者(以下、「原告」といいます。)が、前々所有者に対する貸金請求に併せて、本件株式にかかる株主の地位確認等を請求するものであります。

原告は本件株式の前々所有者に対する金銭債権を原因に本件株式にかかる株主の地位を主張しているようですが、ジェイクレスト社及びエイチビー社としては、本件株式取得以降、原告からは何らの連絡も受けておらず、その真偽、事実関係について不明であります。ジェイクレスト社及びエイチビー社といたしましては、本件株式取得の正当性を主張して争っており、今後もその方針を継続してまいります。

なお現時点では、将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発事象に係る損失について引当金は計上しておりません。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給料	16,328千円	17,394千円
役員報酬	55,050	68,354
地代家賃	15,263	15,707
支払手数料	33,695	38,818
のれん償却額	26,716	106,865
貸倒引当金繰入額	852	141
最終処分場維持管理引当金繰入額	-	5,576
業務委託料	34,534	55,048
株式報酬費用	24,360	-

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
建物及び構築物	973千円	105千円
工具器具備品	81	-
計	1,054	105

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2022年1月1日至 2022年12月31日)

用途	場所	種類	減損損失(千円)
全社資産	東京都港区	ソフトウェア	125

当社グループは管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

全社資産については、収益性が低下したことから減損損失を認識いたしました。全社資産の回収可能額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能額はないものとして減損損失を認識いたしました。

当連結会計年度(自 2023年1月1日至 2023年12月31日)

用途	場所	種類	減損損失(千円)
全社資産	東京都港区	工具器具備品	118

当社グループは管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

全社資産については、収益性が低下したことから減損損失を認識いたしました。全社資産の回収可能額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能額はないものとして減損損失を認識いたしました。

(連結包括利益計算書関係)
該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)
前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,333,500	1,985,000	-	6,318,500
合計	4,333,500	1,985,000	-	6,318,500
自己株式				
普通株式	20	-	-	20
合計	20	-	-	20

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,985,000株は、第4回新株予約権の行使685,000株及び第6回新株予約権の行使1,300,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	800,000	-	800,000	-	-
	第6回新株予約権	普通株式	-	2,500,000	1,300,000	1,200,000	2,640
	ストック・オプション としての 新株予約権 (第5回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプション としての 新株予約権 (第7回新株予約権)	-	-	-	-	-	24,760
合計			800,000	2,500,000	2,100,000	1,200,000	27,400

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の変動事由の概要

第4回新株予約権の減少は、新株予約権の行使685,000株及び新株予約権の失効115,000株によるものであります。

第6回新株予約権の増加は、第三者割当による新株予約権の発行によるものであります。また、第6回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,318,500	410,000	-	6,728,500
合計	6,318,500	410,000	-	6,728,500
自己株式				
普通株式	20	-	-	20
合計	20	-	-	20

（注）普通株式の発行済株式総数の増加410,000株は、第6回新株予約権の行使400,000株及び第7回新株予約権の行使10,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	1,200,000	-	400,000	800,000	1,760
	ストック・オプション としての新株予約権 (第7回新株予約権)	-	-	-	-	-	24,141
合計			1,200,000	-	400,000	800,000	25,901

（注）1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の変動事由の概要

第6回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金勘定	124,690千円	23,764千円
現金及び現金同等物	124,690千円	23,764千円

2 前連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにエイチビー株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	209 千円
固定資産	1,190
のれん	320,596
流動負債	1,996
固定負債	-
株式の取得価額	320,000
現金及び現金同等物	15
差引：エイチビー株式会社取得のための支出	319,984

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 本社における電話設備であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 2022年12月31日	当連結会計年度 2023年12月31日
1年内	7,200	7,200
1年超	-	-
合計	7,200	7,200

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全かつ流動性の高い預金等に限定し、また資金調達については金融機関の他、協業先の事業会社からの借入による方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、未収入金、前渡金、未収還付法人税等、未収消費税等、敷金及び保証金があります。

預金については、普通預金があり、預入先の信用リスクが存在しますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

売掛金については、顧客の信用リスクが存在しますが、各事業本部内で常に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとに残高の管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

未収入金及び前渡金については、取引先等の信用リスクが存在しますが、常に取引先等の信用状態を把握し、取引先ごとに残高の管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、本社及び子会社事務所並びにフットサル店舗の賃貸借契約による差入預託金であります。預託先に対する信用リスクが存在しますが、常に預託先の信用状態を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金があります。

未払金及び預り金については、そのほとんどが2か月以内の短期で決済されます。

当社グループではデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、新規取引等の審査や与信限度額の定期的な見直し、また取引先ごとに期日及び残高管理等を行うことにより、リスク低減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適宜に資金繰り計画を作成し、収支の状況に応じた手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（2022年12月31日）

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、未収入金、前渡金、未収還付法人税等、未収消費税等、未払金、未払法人税等、預り金については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	16,843	16,822	20

当連結会計年度（2023年12月31日）

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、未収入金、前渡金、未収還付法人税等、未収消費税等、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	16,210	16,202	7

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	124,690	-	-	-
売掛金	5,269	-	-	-
未収入金	212,945	-	-	-
未収還付法人税等	14,667	-	-	-
未収消費税等	16,823	-	-	-
敷金及び保証金	-	16,843	-	-
合計	376,234	16,843	-	-

当連結会計年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	23,764	-	-	-
売掛金	28,926	-	-	-
未収入金	212,945	-	-	-
前渡金	1,174	-	-	-
未収還付法人税等	19,369	-	-	-
未収消費税等	14,968	-	-	-
敷金及び保証金	4,256	11,953	-	-
合計	305,405	11,953	-	-

(注) 2. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年12月31日)
該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	16,822	-	16,822

当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	16,202	-	16,202

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
敷金及び保証金

時価は、合理的に見積もりした敷金及び差入保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 其他有価証券

前連結会計年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

2. 売却した其他有価証券

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,314	4,314	-

(注) 株式の発行会社の清算に伴い、投資有価証券清算益4,314千円を計上したものであります。

3. 減損処理を行った其他有価証券

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬	24,360千円	- 千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
新株予約権戻入益	30,081千円	- 千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2022年 有償新株予約権 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役除く)3名 当社従業員3名 当社子会社取締役2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 390,000株
付与日	2022年9月2日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年9月2日~2024年8月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2022年 有償新株予約権 (第7回新株予約権)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	400,000
付与	-
失効	-
錯誤による行使過誤(注)	10,000
権利確定	-
未確定残	390,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 錯誤による行使により10,000株を発行したものであります。

単価情報

	2022年 有償新株予約権 (第7回新株予約権)
権利行使価格 (円)	270
行使時平均株価(注) (円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	61.9

(注) 錯誤による行使(10,000株)であるため、行使時平均株価は記載しておりません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,916千円	1,002千円
貸倒引当金	68,267	69,092
貯蔵品否認	593	580
減損損失	3,621	3,293
投資有価証券評価損	958	958
税務上の繰越欠損金(注)2	398,488	465,343
その他	2,353	2,538
繰延税金資産小計	476,199	542,809
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	398,488	465,343
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	77,711	77,403
評価性引当額小計(注)1	476,199	542,746
繰延税金負債との相殺	-	62
繰延税金資産の純額	-	-
繰延税金負債		
未収事業税	-	62
繰延税金負債小計	-	62
繰延税金資産との相殺	-	62
繰延税金負債の純額	-	-

(注)1. 評価性引当額が66,546千円増加しております。主な要因は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別金額

前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以 内(千円)	2年超3年以 内(千円)	3年超4年以 内(千円)	4年超5年以 内(千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰 越欠損金(1)	5,113	10,130	134,542	10,412	21,418	216,871	398,488
評価性引当 額	5,113	10,130	134,542	10,412	21,418	216,871	398,488
繰延税金資 産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以 内(千円)	2年超3年以 内(千円)	3年超4年以 内(千円)	4年超5年以 内(千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰 越欠損金(1)	9,309	133,290	1,756	9,487	-	311,499	465,343
評価性引当 額	9,309	133,290	1,756	9,487	-	311,499	465,343
繰延税金資 産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

当社グループは、事業所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益の分解情報

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

セグメントの名称	区分	売上高
スポーツ事業	兵庫県つかしん店	45,221
	神奈川県東山田店	64,598
	計	109,820
Web事業		2,000
顧客との契約から生じる収益		111,820
その他の収益		
外部顧客への売上高		111,820

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

セグメントの名称	区分	売上高
スポーツ事業	兵庫県つかしん店	45,900
	神奈川県東山田店	65,112
	計	111,013
環境ソリューション事業		64,420
顧客との契約から生じる収益		175,433
その他の収益		
外部顧客への売上高		175,433

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（3）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約残高

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5,030
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	5,269
契約負債(期首残高)	835
契約負債(期末残高)	417

契約負債は、主として顧客からの前受金に関するものであり、連結貸借対照表上は流動負債の「前受金」に含めて計上しております。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は835千円であります。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5,269
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	28,926
契約負債(期首残高)	417
契約負債(期末残高)	664

契約負債は、主として顧客からの前受金に関するものであり、連結貸借対照表上は流動負債の「前受金」に含めて計上しております。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は417千円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、持株会社である当社が、取り扱う製品及びサービスごとに包括的な戦略の立案及び全般管理を行い、各事業会社はその経営戦略に基づき、独自の事業活動を展開しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「スポーツ事業」は、フットサル施設の運営及び当該施設を活用した事業を展開しております。

「不動産事業」は、不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図る事業を展開しております。

「Web事業」は、デジタル・マーケティング業務として動画広告営業を行う事業を展開しております。なお、2023年7月1日より、Web事業を休止しております。

「太陽光事業」は、太陽光発電施設の仕入、販売及び仲介事業を展開しております。

「環境ソリューション事業」は、産業廃棄物処理施設の管理、運営等を展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	連結財務 諸表計上 額 (注)2
	スポーツ事 業	不動産事 業	We b事 業	太陽光事業	環境ソ リユージョ ン事業	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	109,820	-	2,000	-	-	111,820	-	111,820
セグメント間の内部売上高又 は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	109,820	-	2,000	-	-	111,820	-	111,820
セグメント利益又は損失()	31,993	7,936	9,094	9,994	38,384	33,416	167,623	201,040
セグメント資産	56,208	432	1,589	391	295,961	354,583	161,084	515,668
その他の項目								
減価償却費	4,499	-	-	-	118	4,618	6	4,624
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	20,746	-	-	-	295,674	316,421	132	316,553

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 167,623千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額161,084千円は、主に報告セグメントには配分していない全社資産であり、主に持株会社である親会社に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額6千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額132千円は、主に報告セグメントには配分していない全社資産であり、主に持株会社である親会社に係る資産であります。
2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント						調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上 額 (注) 2
	スポーツ事 業	不動産事 業	We b事 業	太陽光事業	環境ソ リューション 事業	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	111,013	-	-	-	64,420	175,433	-	175,433
セグメント間の内部売上高又 は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	111,013	-	-	-	64,420	175,433	-	175,433
セグメント利益又は損失（ ）	28,927	8,838	9,567	18,297	108,337	116,113	163,727	279,841
セグメント資産	64,336	598	331	2,883	214,426	282,576	48,520	331,097
その他の項目								
減価償却費	6,982	-	-	-	1,324	8,307	10	8,318
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	3,977	-	-	-	2,323	6,300	129	6,430

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失（ ）の調整額 163,727千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額48,520千円は、主に報告セグメントには配分していない全社資産であり、主に持株会社である親会社に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額10千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額129千円は、主に報告セグメントには配分していない全社資産であり、主に持株会社である親会社に係る資産であります。
2. セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
横浜マリノス株式会社	20,452	スポーツ事業

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
一般社団法人F・マリノススポーツクラブ(注)	20,400	スポーツ事業
株式会社姫路環境開発	47,008	環境ソリューション事業

(注) 2023年3月31日付契約上の地位承継の覚書により、契約当事者が横浜マリノス株式会社から一般社団法人F・マリノススポーツクラブに2023年3月31日付で移転しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	スポーツ事業	不動産事業	Web事業	太陽光事業	環境ソリューション事業		
減損損失	-	-	-	-	-	125	125

(注) 「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	スポーツ事業	不動産事業	Web事業	太陽光事業	環境ソリューション事業		
減損損失	-	-	-	-	-	118	118

(注) 「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	スポーツ事業	不動産事業	Web事業	太陽光事業	環境ソリューション事業		
当期償却額	-	-	-	-	26,716	-	26,716
当期末残高	-	-	-	-	293,880	-	293,880

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	スポーツ事業	不動産事業	Web事業	太陽光事業	環境ソリューション事業		
当期償却額	-	-	-	-	106,865	-	106,865
当期末残高	-	-	-	-	187,014	-	187,014

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	(株)エコロジス タ(注2)	千葉県松戸 市	10,000	一般及び 産業廃棄 物処理業	-	-	当社連結子 会社である エイチビー (株)の株式取 得 (注1)	320,000	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と利害関係を有しない公認会計士による株価算定結果を踏まえて決定しております。

2. (株)エコロジスタは、当社の社外取締役である吉野勝秀氏が議決権の過半数を実質的に保有しております。なお、社外取締役である吉野勝秀氏は、2023年3月開催の当社定時株主総会をもって任期満了となりましたので、関連当事者に該当しないこととなりました。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	71円53銭	38円13銭
1株当たり当期純損失()	54円14銭	44円81銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載していません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載していません。

(注) 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	270,200	296,785
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	270,200	296,785
普通株式の期中平均株式数(株)	4,990,727	6,622,754
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
(うち新株予約権(千株))	(-)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2022年8月17日取締役会決議 第6回新株予約権 新株予約権：1種類 新株予約権の数：12,000個 新株予約権の対象となる株式の数：1,200,000株 2022年8月17日取締役会決議 第7回新株予約権 新株予約権：1種類 新株予約権の数：4,000個 新株予約権の対象となる株式の数：400,000株	2022年8月17日取締役会決議 第6回新株予約権 新株予約権：1種類 新株予約権の数：8,000個 新株予約権の対象となる株式の数：800,000株 2022年8月17日取締役会決議 第7回新株予約権 新株予約権：1種類 新株予約権の数：3,900個 新株予約権の対象となる株式の数：390,000株

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使)

2024年2月27日及び同年3月8日付で、第6回新株予約権が次のとおり権利行使されました。

(1) 行使された新株予約権の概要

新株予約権の名称	第6回新株予約権
発行する株式の種類	普通株式
行使価格	1株当たり243円
行使新株予約権個数	1,750個
交付株式数	175,000株
行使価額総額	42,525,000円

(2) 当該新株予約権の行使による発行済株式数及び資本金の増加

増加する発行済株式数	175,000株
増加する資本金の額	21,455,000円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	27,368	65,778	116,209	175,433
税金等調整前四半期(当期)純損失 () (千円)	67,260	162,274	229,194	294,721
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純損失() (千円)	67,693	163,211	230,507	296,785
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	10.71	25.05	34.99	44.81

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	10.71	14.24	10.00	9.85

訴訟

当社は、当社元子会社である株式会社シナジー・コンサルティング(以下、「シナジー社」といいます。)の顧客(個人1名、以下、「相手方」という。)より、2021年2月10日付にて損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)を提起され、東京地方裁判所に係属中でありましたが、相手方が本訴における訴額について請求の拡張を申立て、当社は2021年8月26日付にて請求の拡張申立書を受領いたしました。

本訴は、相手方が過去にシナジー社と行った取引について、シナジー社、シナジー社代表取締役及び当社元代表取締役に対して、民法第709条等に基づき損害賠償を求めるとともに、当社に対して会社法第350条に基づく損害賠償を求め、訴訟提起を行ったものであります。当社に対する訴訟提起時の訴額は160万円であり、請求拡張後の訴額は1億2,431万2,773円であります。

当社では、相手方の主張は根拠のないものであり、当社が損害賠償責任を負う理由はないと考えております。既に、当社の正当性を主張して争っておりますが、今後もその方針を継続してまいります。

なお、本訴は、2024年3月5日付で和解が成立しております。和解内容は、当社が相手方に対して解決金として200万円を支払い、相手方は当社に対して当該解決金以外の一切の請求を放棄するというものであります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	116,488	3,622
前払費用	2,044	1,868
未収入金	115,470	115,470
関係会社未収入金	200,270	255,867
前渡金	1,837	1,174
未収還付法人税等	14,405	16,667
未収消費税等	16,191	14,968
その他	1,318	5,846
貸倒引当金	308,040	338,644
流動資産合計	159,986	76,841
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	83,618	173,618
関係会社長期貸付金	320,000	230,000
敷金及び保証金	10,035	10,035
その他	-	81
投資その他の資産合計	413,653	413,735
固定資産合計	413,653	413,735
資産合計	573,640	490,577

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	3,788	6,636
関係会社未払金	52,811	54,313
未払法人税等	4,813	3,564
未払費用	5,229	6,011
預り金	983	2,176
流動負債合計	67,625	72,702
負債合計	67,625	72,702
純資産の部		
株主資本		
資本金	361,852	150,699
資本剰余金		
資本準備金	456,109	428,588
その他資本剰余金	-	750
資本剰余金合計	456,109	429,338
利益剰余金		
利益準備金	750	750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	340,073	188,789
利益剰余金合計	339,323	188,039
自己株式	24	24
株主資本合計	478,614	391,973
新株予約権	27,400	25,901
純資産合計	506,014	417,874
負債純資産合計	573,640	490,577

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業収益		
経営指導料	1 19,854	1 19,472
営業収益合計	19,854	19,472
営業費用	2 167,623	2 163,727
営業損失()	147,769	144,254
営業外収益		
受取利息	1,236	4,507
還付加算金	3	1
受取返還金	-	698
その他	53	3
営業外収益合計	1,293	5,211
営業外費用		
支払利息	62	-
支払手数料	5,075	-
営業外費用合計	5,137	-
経常損失()	151,613	139,043
特別利益		
新株予約権戻入益	30,081	-
受取和解金	-	450
特別利益合計	30,081	450
特別損失		
減損損失	125	118
貸倒引当金繰入額	18,151	30,604
訴訟損失引当金繰入額	-	20,000
特別損失合計	18,277	50,723
税引前当期純損失()	139,808	189,316
法人税、住民税及び事業税	3,518	1,276
法人税等合計	3,518	1,276
当期純損失()	136,290	188,039

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	100,000	194,256	194,256	750	203,782	203,032	24	91,200	32,952	124,152
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	261,852	261,852	261,852			-		523,705		523,705
当期純損失（ ）			-		136,290	136,290		136,290		136,290
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-			-		-	5,552	5,552
当期変動額合計	261,852	261,852	261,852	-	136,290	136,290	-	387,414	5,552	381,862
当期末残高	361,852	456,109	456,109	750	340,073	339,323	24	478,614	27,400	506,014

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	361,852	456,109	-	456,109	750	340,073	339,323	24	478,614
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	50,699	50,699		50,699			-		101,399
減資	261,852	78,220	340,073	261,852			-		-
欠損填補			339,323	339,323		339,323	339,323		-
当期純損失（ ）				-		188,039	188,039		188,039
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-			-		-
当期変動額合計	211,153	27,521	750	26,771	-	151,283	151,283	-	86,640
当期末残高	150,699	428,588	750	429,338	750	188,789	188,039	24	391,973

（単位：千円）

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	27,400	506,014
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		101,399
減資		-
欠損填補		-
当期純損失（ ）		188,039
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,499	1,499
当期変動額合計	1,499	88,139
当期末残高	25,901	417,874

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度において、営業損失、経常損失、当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しておりました。当事業年度においては、営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を着実に実行してまいります。

収益基盤の強化

<スポーツ事業>

スポーツ事業に関しましては、東山田店及びつかしん店とともに、顧客ニーズに即した施設の修繕等を行うとともに、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

<不動産事業>

不動産事業に関しましては、当社連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズにおいて、産業廃棄物中間処理施設の運営会社に対して、セール&リースバックを主軸とした資金調達に関する助言業務を実施し、収益化を図ってまいります。

<Web事業>

当社100%子会社である株式会社アセット・ジーニアスが展開するWeb事業については、従来の動画広告営業に加えて、今後当社グループが注力する環境ソリューション事業及び産業廃棄物処理業者に対する金融サービス事業と連携し、インターネット広告の分野で新たな事業及び収益源を確保すべく試行してまいりました。しかしながら、第2四半期連結累計期間においても売上高を計上できず、営業損失を計上したことから、当社グループの経営資源の選択と集中の観点から、2023年6月30日開催の取締役会において2023年7月1日付でWeb事業を休止することといたしました。これにより、当社グループ全体としての損益改善を進めてまいります。

<太陽光事業>

太陽光事業に関しましては、今後、二酸化炭素排出権取引が拡大することを見据え、太陽光発電施設取引仲介に加えて、当社の利益成長に伴う手元資金を活用し、太陽光発電施設を取得し保有することにより売電収入を得ることを目指します。

<環境ソリューション事業>

当社連結子会社である株式会社ジェイクレストが2022年9月29日付で安定型最終処分場を運営するエイチピー株式会社の全株式を取得し、同年11月より当社グループの新規事業として環境ソリューション事業を開始することといたしました。同事業では、M&Aによる成長戦略を基本方針とし、同社に加えて、産業廃棄物中間処理施設運営会社、最終処分場運営会社を取得し業容の拡大を図ります。

コスト削減

各部門の仕入原価、販売費及び一般管理費の見直しを引き続き継続するとともに、本社費の削減に取り組むことで、全社の利益率の向上に努めてまいります。

財務基盤の強化と安定

当社は、財務基盤の強化と安定を図るため、第29期事業年度において第三者割当による新株及び新株予約権の発行により資金調達を行い、債務超過を解消いたしました。また、新株予約権の発行及び行使により前事業年度においては523,875千円、新株予約権の行使により当事業年度においては99,900千円の資金調達を行いました。今後、新株予約権の行使が進んだ場合には、さらに財務基盤が強化されることとなります。

また、上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間5年であります。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料となります。経営指導料については、子会社へ役務提供することが履行義務であり、役務が実際に提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算税制の適用

グループ通算税制を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

営業債権の回収可能価額の評価（貸倒引当金）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	308,040	338,644

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れに備えるため、債権区分に応じてそれぞれ回収不能見込額を見積もって計上しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

回収不能額の見積りは、債権を一般債権と貸倒懸念債権に分類し、一般債権については一定のルールのもと算定し、貸倒懸念債権については、相手先ごとに債権の滞留状況、財政状態及び経営成績等を考慮して算定しております。

重要な会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の相手先の財務状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に貸倒れた債権の時期及び金額が見積りと異なった場合、又は見積額以上の債権回収が行われた場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
(営業取引による取引高)		
営業収益	19,854千円	19,472千円

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
役員報酬	36,600千円	51,000千円
給与手当	16,328	12,379
地代家賃	6,385	6,385
支払手数料	30,954	32,859
業務委託費	30,402	27,375
貸倒引当金繰入額	1,391	-
株式報酬費用	24,360	-

(有価証券関係)

前事業年度(2022年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式83,618千円)は、市場価格がないため記載しておりません。

当事業年度(2023年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式173,618千円)は、市場価格がないため記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,385千円	1,002千円
貸倒引当金	94,489	104,638
敷金及び保証金	19	19
税務上の繰越欠損金	327,981	387,887
減損損失	3,159	2,927
子会社株式評価損	11,332	11,491
繰延税金資産小計	438,368	507,967
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	327,981	387,887
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	110,387	120,080
評価性引当額小計	438,368	507,967
繰延税金負債との相殺	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使)

2024年2月27日及び同年3月8日付で、第6回新株予約権が次のとおり権利行使されました。

(1) 行使された新株予約権の概要

新株予約権の名称	第6回新株予約権
発行する株式の種類	普通株式
行使価格	1株当たり243円
行使新株予約権個数	1,750個
交付株式数	175,000株
行使価額総額	42,525,000円

(2) 当該新株予約権の行使による発行済株式数及び資本金の増加

増加する発行済株式数	175,000株
増加する資本金の額	21,455,000円

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 帳簿価額 (千円)
有形固定資産							
建物	5,490	-	-	5,490	5,490	-	-
工具、器具及び備品	1,562	129	-	1,692	1,692	129 (118)	-
有形固定資産計	7,053	129	-	7,183	7,183	129 (118)	-
無形固定資産							
ソフトウェア	132	-	-	132	132	-	-
無形固定資産計	132	-	-	132	132	-	-

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

2. 当期償却額のうち()内は内書で減損損失の計上額であります。

3. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

ノートパソコン 129千円

4. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	308,040	338,644	308,040	338,644
訴訟損失引当金	-	20,000	20,000	-

(注) 貸倒引当金(流動)の「当期減少額」は、洗替による戻入額308,040千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

訴訟

訴訟の状況につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 訴訟」に記載のとおりであります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	特別口座 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	特別口座 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店証券代行部
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://jholdings.co.jp/
株主に対する特典	該当事項なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第31期）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）2023年3月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第31期）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）2023年3月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第32期第1四半期）（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月12日関東財務局長に提出

（第32期第2四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月14日関東財務局長に提出

（第32期第3四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2023年3月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の解決）、第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書 2023年8月8日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2024年3月30日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月29日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の会社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2023年12月31日現在、連結貸借対照表上、のれんを187,014千円計上しており、総資産に占める割合は、56.5%となっている。</p> <p>当該のれんは、エイチピー株式会社の株式取得により発生したものであり、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(4)のれんの償却方法及び償却期間に記載の最終処分場の埋立割合に基づく償却額と、3年間にわたる均等償却額を比較し、いずれか大きい金額を償却費として計上するという方針に従って、均等償却額を償却額として計上している。</p> <p>エイチピー株式会社は2023年3月17日より、産業廃棄物の受入を開始したが、開業準備費用及びのれん償却額の負担によって、営業損失108,337千円を計上しており、会社は今後のエイチピー株式会社の事業計画により、株式取得時に見込んだ超過収益力は毀損していないと判断し、のれんの減損は不要であると判断している。</p> <p>事業計画は、新規契約獲得による収益の拡大を見込んでおり高い不確実性を伴うため、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より当監査法人は、のれんの評価の妥当性について、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するにあたり、以下を含む手続を実施した。</p> <p>(1)のれんの評価に関する内部統制を理解した。</p> <p>(2)会社作成の事業計画について、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期実績と過去の事業計画との差異原因等の検討結果が、将来の事業計画の見積りににおいて適切に考慮されているかを評価した。 ・新規見込産業廃棄物処分委託契約案件についての進捗状況を、関連資料の入手・ヒアリングにより確認し、収益の合理性について検討を行った。 ・収益の拡大により見込まれる費用について、事業計画に適切に織り込まれているか検討を行った。

未収入金に対する貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、(重要な会計上の見積り)営業債権の回収可能性の評価(貸倒引当金)に記載の通り、当連結会計年度において、貸倒引当金を213,118千円計上している。貸倒引当金の主な設定対象は、未収入金212,945千円であり、貸倒懸念債権に分類し、全額貸倒引当金を設定している。</p> <p>未収入金の連結貸借対照表全体に占める割合も大きく、その回収が事業運営において重要であることや回収可能性の検討については不確実性を伴うことから、当監査法人は未収入金に対する貸倒引当金の算定を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、未収入金に関する貸倒引当金の算定について、以下を含む手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の有効性の評価</p> <p>未収入金を含む、債権に対する貸倒引当金の算定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)貸倒引当金算定額の合理性の評価</p> <p>未収入金に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、管理本部担当者や経営者に対して、個々の未収入金について、相手先の支払能力に対する評価や回収可能性の判断について質問するとともに、関連資料の閲覧を行った。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイホールディングスの2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジェイホールディングスが2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングスの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

未収入金及び関係会社未収入金に対する貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、(重要な会計上の見積り)営業債権の回収可能性の評価(貸倒引当金)に記載の通り、当事業年度において、貸倒引当金を338,644千円計上している。貸倒引当金の主な設定対象は、未収入金115,470千円及び関係会社未収入金255,867千円であり、相手先ごとの債権の滞留状況や財政状態及び経営成績を考慮して算定している。</p> <p>未収入金及び関係会社未収入金の貸借対照表全体に占める割合も大きく、その回収が事業運営において重要であることや回収可能性の検討については不確実性を伴うことから、当監査法人は未収入金及び関係会社未収入金に対する貸倒引当金の算定を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、未収入金及び関係会社未収入金に関する貸倒引当金の算定について、以下を含む手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の有効性の評価 未収入金及び関係会社未収入金を含む、債権に対する貸倒引当金の算定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)貸倒引当金算定額の合理性の評価 未収入金及び関係会社未収入金に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、管理本部担当者や経営者に対し、相手先の支払能力に対する評価や回収可能性の判断について質問するとともに、関連資料の閲覧を行った。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。